

BINET 倶楽部

韓国 IT 先進企業調査団

<参加のご案内>

調査コーディネータ：李 中淳 氏

東京工業大学 統合研究院

ソリューション研究機構

特任准教授

調査期間：2012年6月6日（水）～6月8日（金）<3日間>

企 画：(株)ビジネスインテリジェンスネットワーク

旅行企画・実施：近畿日本ツーリスト(株) 第6営業支店

企画主旨

東日本大震災、原発事故、歴史的な円高、タイの洪水、欧州信用不安など様々な要因があるとはいえ、日本の世界的企業の不振が目立つ昨今であるが、それに比較して韓国企業の世界市場での躍進が目立っている。電機、電子産業を中心に、日本企業の低迷を尻目に競争力格差が開く。韓国勢の強さを謙虚に受け止め、学ぶべきものは学ぶ必要があるのではないか。そこで今回 BINET 倶楽部では韓国有数の成長企業の現状を訪問調査することにいたしました。コーディネーターとしては東京工業大学の特任准教授 李中淳先生にご依頼しました。ぜひ多くの日本の中堅中小企業の経営者、技術戦略、マーケティング戦略担当者などのご参加を期待いたします

B I N E T 倶楽部

コーディネーター

東京工業大学統合研究院ソリューション研究機構
特任准教授 李 中淳 氏
<プロフィール>

1984年韓国・延世大学物理学科卒業、1986年延世大学大学院物理学科修士課程修了後、韓国(株)LG Electronics 入社。東京事務所に出向中に東京工業大学博士課程修了。日立コンピュータ機器、(株)INFINITT、NTT コミュニケーションズ、NTT PC コミュニケーションズを経て、2008年5月より現職。工学博士。

視察候補先概要

1) サムソン

韓国最大の総合家電・電子部品・電子製品メーカーで、サムスングループの中核企業である。今回の訪問ではどの部門を訪問するかは調整中です（参加者の要望を考慮します）。

2) LG CNS

LGグループのベンダーで、韓国3大Sierです。あらゆる分野のITソリューションを提供しています。

3) NHN

韓国最大の検索・ポータルサイトNaver運用をしているIT系の最大ベンチャー企業です。

4) Infinittヘルスケア

医療情報ソリューションを開発して販売しているベンチャーです。グローバル化に成功した事例として注目を集めています。ベンチャー企業でありながら、日本を始め、アメリカ、ヨーロッパなど海外に多くの支社と販売網を持っています。

海外市場の開拓の功労で何回も大統領の表彰を受けたことがあります。

国内でも、放射線部門画像診断システム(PACS)では国内マーケット70%を占める会社でコーディネーターの李先生が8年前まで副社長を務めていました。

今はこの工場周辺はデジタル団地としてソウルで最も活気あふれる地域になっています。

日 程 表

日次	月日曜	発着地／滞在地	発着時刻	交通機関	摘 要	食事
1	平成 24 年 6 月 6 日 (水)	東京 (羽田) 発 ソ ウ ル 着	11:30 13:55 夜	NH1163 専用車	空路、ソウルへ 着後、市内視察 オリエンテーション後、夕食 <ソウル泊>	機 内 夕 : ○
2	6 月 7 日 (木)	ソ ウ ル 滞 在	朝 午前 昼 午後 夜	専用車	ホテルにて朝食 ホテル発 公式訪問 : サムソン 市内レストランにて昼食 公式訪問 : LG 電子または LG CNS 各自、夕食 <ソウル泊>	朝 : ○ 昼 : ○ 夕 : ×
3	6 月 8 日 (金)	ソ ウ ル 滞 在 ソ ウ ル 発 東京 (羽田) 着	朝 午前 昼 午後 20:05 22:15	専用車 NH1166	ホテルにて朝食 ホテル発 公式訪問 : NHN 市内レストランにて昼食 公式訪問 : Infinitt ヘルスケア 空路、羽田へ 入国通関手続き後、解散	朝 : ○ 昼 : ○

(注) 発着時刻および交通機関は変更になることがあります。

- 時間帯の目安 : 早朝=4:00~6:00 朝=6:00~8:00 午前=8:00~12:00 午後=12:00~16:00
夕刻=16:00~18:00 夜=18:00~23:00 深夜=23:00~4:00 終日=09:00~17:00

- 利用予定日本発着航空会社 NH=全日空
- 利用予定ホテル ソウル : ロッテホテル本館 (2名1室ツインルーム利用)
- 旅行代金 : 198,000 円
- 一人部屋利用追加料金 : 20,000 円
- 申込締切日 : 2012年4月27日(金)

募集要項・ご旅行条件書

■旅行期間：2012年6月6日(水)～2012年6月6日(金)3日間 ■最少催行人員：10名 ■添乗員同行：同行しません
が現地係員がお世じます。 ■申込締切日：2012年4月27日(金) ただし満員になり次第締切ります。

■旅行代金に含まれるもの

- ①航空運賃：日程表に記載された区間(エコノミークラス)、(※この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金を含まれません。付加運賃・料金は原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下限りありゆる旅行者に一律に課されるものです。)
- ②宿泊代金：2名1部屋シングルルーム利用、バス・トイレ付
- ③食料代金：日程表に明記の食料代金(朝2回、昼2回、夕1回、この回数に機内食は含まれません)
- ④検察費用：日程表に記載の検察関連費用
- ⑤バス代金：空港ホテル間の送迎バス料金、検察バス料金
- ⑥団体行動中の税金類
- ⑦手荷物運搬代金：お一人につき一個のスーツケースなど(ただし最大サイズは航空会社の規定内。詳しくは係員におたずね下さい。)
- ⑧羽田空港施設使用料、韓国空港税
- ⑨燃油サーチャージ ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。

旅行代金算出基準日：2012年3月27日

■旅行代金に含まれないもの

上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。

- ①旅行印紙代・証紙代有効期限5年のもので、¥11,000、有効期限10年のもので、¥16,000
- ②個人の性格の費用：飲物代、クリーニング代、電話代など
- ③手荷物超過料金
- ④傷害、疾病に関する医療費
- ⑤任意の海外旅行傷害保険料

■旅行・査証について：

- (1)旅行(パスポート)：2012年9月6日以降まで有効な旅行券が必要。現在お持ちの旅行券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅行申請等はお客様の責任で行ってください。お客様の希望により別途渡航手続代行料金をいただいております。
- (2)査証(ビザ)：目的や日数など旅行内容による条件は満たしておりますので、査証は不要です。

※上記旅行券、査証について日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。

■渡航手続代行料金

この旅行の参加にあたっては、旅行、中国の出入国記録簿および日本の税関申告書が必要で、当社でそれらの作成手続きを代行する場合の料金は下記のとおりです。代行を希望される場合はお申し出下さい。

- (1) 旅行申請書類の作成代行 4,200円
 - (2) 出入国記録簿作成代行および旅行券・査証の有効性確認 4,200円
 - (3) 日本の税関申告書の作成代行 1,050円
 - (4) 出入国記録簿を依頼されます、日本の税関申告書のみを作成代行する場合は4,200円となります。*上記金額には、消費税(5%)が含まれております。(有効期間10年：16,000円、5年：11,000円)等は含まれておりません。
- *弊社にて出入国記録簿・税関申告書・査証書類等を作成後に旅行の取消をされた場合は、旅行本体の取消料の他に、上記渡航手続代行料金がかかります。

■お申し込み

- (1) 申込書に必要事項を記入の上、FAXもしくはご郵送ください。同時に参加申込金¥40,000を所定の口座にお振込みください。旅行代金領収書は後日請求いたします。*申込金は、「旅行代金」「取消料」「進約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

お客様がご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅行券に記載されていることとを記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の都合に準じて交替手数料(「■お客さまの交替」に記載)をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料(「■取消料のにかかる場合」に記載)をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意ください。

- (2) 電話での通信手段にてご予約の当社がご予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金の支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセルいたします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)

- (3) a.旅行開始日に75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊婦中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に関する費用はお客様の負担とします。
- (4) お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

- (5) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社(以下「本旅行会社」)が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(6) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- ① 当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)をお支払いいただけること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファックスその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱取扱を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由でお受けできない場合もあります。
- ② 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期」等を当社にお申し出いただきます。
- ③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着した時に成立します。
- ④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づき旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

■お客様が出発までに実施する事項

海外危険情報について

渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>でもご確認ください。

渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

(1)「十分注意して下さい」

通常通り催行いたしますが、当社にて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合には、所定の取消料をお支払いいただきます。

(2)「渡航の是非を検討して下さい」

当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点で契約解除は取消料を収めませんが、一旦ご了解いただいた後契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該危険情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

(3)「渡航の延期をおすすめします」「回避を勧告します」

催行を中止いたします。

保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp>で確認ください

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②ビジネスクラス追加代金、③延泊による宿泊代金などとなります。

■確定日発表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者の連絡方法)などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■申込金・旅行代金振込口座 三菱東京UFJ銀行 神保町支店(普)1044223 近畿日本ツーリスト㈱

視察に関するお問合せ：BINET 倶楽部事務局

(<http://www.facebook.com/BIEVENT>) TEL:03-5605-4755

お問合せ・お申込先(旅行企画・実施)

近畿日本ツーリスト(株)第6営業支店

観光庁長官登録旅行業第20号(社)日本旅行業協会正会員 ポスト保証会員 旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者：山田 寛、松岡 重徳、飯野 正和、間野目 秀樹

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13F

TEL.03-6891-9306 FAX.03-6891-6406

「BINET 倶楽部韓国IT先進企業調査団」係 担当：間野目

営業日・営業時間は月～金曜日の09:30～17:30です。(土日・祝日休)

*休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない送サービス提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。
- (2) 奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申しつけたときは旅行に加入して、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除) お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除することがあります。

旅行開始日	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日夕日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ※ピーク時とは12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。
- ① 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由による取消の場合も表記取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のからなる場合(お客様による旅行契約の解除)

- 下記の場合は取消料はいただきません。(一部別示)
- ① 旅行契約内容に重要な変更が行われたこと。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
- ② 旅行代金が増額された場合。 ③ 当社が確定日発表を記載の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通の実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

- 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部別示)
- ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなくなったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時は33日目)に当日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。 ② 旅行代金を期日までに支払っていないとき ③ 申込条件の不適合 ④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社にお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害については、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、旅行品にかかると損害補償金(15万円を限度)ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円を指します。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一時的に限り「旨が明示された日」については、旅行日においてお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した旅行代金に限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金は予定旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン)を含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行者サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行日において速やかに当社、当社の手配代行者及び旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様が当社が承諾した場合、交替に要する実費(下記参照)および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することがあります。

- (1) エコノミークラス利用の場合(上りウツク変更の場合も同様) また下記()はごとも。
北米(ハワイ含む)・中南米・ヨーロッパ(ロシアを除く)・アフリカ・中東・・・17,500(13,200)円
アジア(韓国を除く)・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・・・10,000(7,200)円
韓国・・・6,000円(4,500)円
- (2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・・・1,000円(大人・子ども共通)
* 航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

■お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手戻しいたがなますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税店戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続は、お土産店・空港において手続き方法を確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワンストップ条約又は国内語法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物をごさいませ。ご購入には十分ご注意ください。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子的方法で送付することによって提供いたします。
- (2) 当社およびご旅行をお申込いただいた委託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- (3) 当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただきますことがあります。
- (4) 当社は旅行先でお客さまのお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを生産物に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便等に関する個人データを、あらかじめ電子的方法で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、本ハンドレットに記載の連絡先まで出発前までにお知らせください。
- (5) 上記のほか当社の個人情報取扱いに関する方針については当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■職業型企画旅行契約について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(職業型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条からより交付する契約書の一部になります。 ハンドレット作成日 2012年3月27日 管理番号:04490000000-PHP 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明に不明な点をごさいましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

FAX：03-6891-9406

担当：間野目行 (このままFAXしてください。なお着信をご確認ください。)

BINET倶楽部/韓国IT先進企業調査団 ご参加申込書

この申込書は渡航書類を作成する基本データになります。もれなく正確に楷書でご記入ください。 お申込日： 月 日

フリガナ 氏名 (漢字)	(姓)	(名)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> その他()	煙草	<input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> 禁煙
パスポート Name (0-7文字)	(姓/Surname)	(名/Given Name)	生年 月日	西暦	年 月 日 (<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年)		
フリガナ 現住所	〒 -						
電話番号： - -							
所属先	会社名 (英文)			部課所名 (英文)			
	役職 (英文)			職業			
	フリガナ 所在地	〒 -		Eメールド アドレス ブロック体で記入	@ ※弊社から連絡が可能な場合のみご記入ください		
携帯番号： - - 電話番号： - - FAX番号： - -							
渡航中の 国内連絡先 (ご家族に 限ります)	氏名			続柄			
	住所	〒 -					
電話番号： - -							
パスポートの有無、 有効期間について	■ 2012年9月6日以降も有効なパスポートをお持ちですか？						
	<input type="checkbox"/> 持っている⇒ 有効期間満了日： 年 月 日 ★パスポートの更新予定がある場合、必ず連絡をお願いいたします。						
	<input type="checkbox"/> 持っていないまたは申請中⇒ 申請予定： 月 日 受領予定： 月 日						
一人部屋利用	<input type="checkbox"/> 希望する 追加料金¥20,000 <input type="checkbox"/> 希望しない 同室希望者 ()						
書類送付先	<input type="checkbox"/> ご本人様(<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅) <input type="checkbox"/> その他 ()						

有効なパスポートをお持ちの方は下記に添付をお願いします。